

業務指示書

ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月30日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月2日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業普及に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／ゴマフィリエール形成支援）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業分野一般にかかる業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 普及1（FFS/FBS実施・運営）】

- 1) 類似業務の経験：研修実施に係る業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ブルキナファソ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.201 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月16日(水) 15:00～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町)2階 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/ゴマフィリエール形成支援

普及1 (FFS/FBS実施・運営)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

51.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月6日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/ゴマフィリエール形成支援	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 普及1 (FFS/FBS実施・運営)	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

ブルキナファソでは、ゴマは耐旱性が比較的強く、土地がやせていても育つことから農村部において多くの農家で栽培されている。一般的に、国内におけるゴマの需要は少なく、家庭ではソースの材料として利用する程度で、生産量の大多数が輸出に向けられている。加工分野においても、零細な規模でのゴマを使ったビスケットや搾油程度で、国内市場で取引される量もわずかである。このため、2000年代前半までのゴマの国内総生産量は、1万から2万トン／年程度で推移していた。しかし、近年同国からの主要輸出産品である綿花の国際価格が下降を続けており、換金作物としての価値が相対的に低下してきたことから、ブルキナファソ政府が輸出作物の多様化という観点からゴマを含む油糧作物・種子の振興を勧めてきた結果、次第にその作付面積と生産量が増加しており、生産量は2008年には5万トン、2011年には8万トンまで増加した。現在、ゴマはブルキナファソ全体の輸出総額の第3位を占め（ブルキナファソ統計人口院（INSD）2008）同国の経済にとってその重要度が高まってきている。

ブルキナファソ政府は2010年2月に「持続的な開発及び成長の加速化戦略文書（SCADD）」を策定し、農業を成長加速化のための優先セクターと位置づけている。さらに、ゴマを含む油糧作物は国際市場への輸出の可能性が高い産業として注目されており、更なる生産強化による経済加速と農業従事者の収入向上が求められている。

かかる状況を踏まえ、ブルキナファソ政府はゴマの生産性向上とゴマ生産農家の収入向上、及びこれらを通じたゴマ産業強化を目的とする技術協力プロジェクトを要請した。JICAは、2013年9月に詳細計画策定調査団を派遣し、ブルキナファソ政府関係者と協議を行い、「ゴマ生産支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。その後、同国に派遣されていた「農業・農村開発政策アドバイザー」が本プロジェクト「総括」を兼任し、加えて2014年10月に直営専門家1名（コミュニティ開発／業務調整）を派遣し、本プロジェクトが開始された。また、2015年6月には直営専門家1名（営農／栽培）が新たに派遣されている。

プロジェクト開始後、2015年7月にやむを得ない事情による上記「総括」専門家の任期短縮を受け、協力開始以降の直営専門家による活動状況も踏まえ、プロジェクト体制、及び詳細計画策定調査において想定した協力計画を現地の実情に合わせた形で再検討する必要があると判断し、2015年8月に運営指導調査団を派遣し、実施体制並びに各種研修を活動の核とする本プロジ

エクトの活動計画の再検討を行った。したがって、本契約によって派遣されるコンサルタントチームは既に派遣されている直営専門家 2 名と共にプロジェクト活動を実施する。直営専門家との役割分担に関する詳細については、5. (3) に記載のとおり。

以上の背景を受けて、本業務においては、プロジェクトの全体目標の達成に向けて、各成果や活動との相互関係やシナジー効果の発現に留意しつつ、プロジェクト対象地域におけるゴマの生産性向上を目的とした、以下に述べる活動を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

ゴマの輸出量が増大する。

(2) プロジェクト目標

プロジェクト対象農家のゴマの生産性と収入が改善される。

(3) アウトプット (成果)¹

成果 1 : 搾油用ゴマの生産性が改善される。

成果 2 : 食用ゴマが導入され、生産体制が構築される。²

成果 3 : プロジェクトが対象とする種子の生産・配布体制が整備される。

成果 4 : ゴマ関係者のマーケティング能力が改善される。

(4) 活動

【成果 1 : 搾油用ゴマの生産性が改善される。】

- 1-1 搾油用ゴマの品種特性を確認する。
- 1-2 搾油用ゴマの各種収量改善試験を実施する。(播種時期、施肥等)
- 1-3 搾油用ゴマの適切な生産技術の普及研修とモニタリングを実施する。
- 1-4 一般農家における搾油用ゴマ生産拡大と生計向上を可能とする組織・営農の在り方を検討し、提案する。(契約栽培、組織強化等)
- 1-5 生産者の組織活動及び運営体制強化のための研修を行う。(組織マネジメント、資金アクセス等)

¹ PDM の各指標については、本コンサルタントチームが実施するベースライン調査の結果が確定した段階で、設定するものとする。

² 現在ブルキナファソで生産されているゴマは主に搾油用である。本プロジェクトでは食用ゴマとして新品種の導入を検討しており、新品種の導入には多くの時間を要することから、2015 年 8 月に実施された運営指導調査の結果、本プロジェクト期間内においては、栽培適性試験の実施から新品種の国家品種登録の支援までとし、活動 2-5,6,7 については本プロジェクト期間の活動から除外する方針で今後政府と合意形成を行っていく予定。したがって、本 PDM においても食用ゴマに関する事項については今後見直しを行うことを検討している。

【成果 2 : 食用ゴマが導入され、生産体制が構築される。】

- 2-1 候補品種の特性を調査する
- 2-2 食用ゴマとしての適性及び栽培適性を確認し、普及品種を選定する
- 2-3 食用ゴマの栽培試験を行い、栽培技術を確立する。
- 2-4 食用ゴマの新品種国家品種登録を行う。
- 2-5 食用ゴマの生産技術の普及研修とモニタリングを実施する。
- 2-6 一般農家における食用ゴマ生産拡大と生計向上を可能とする組織・営農の在り方を検討し、提案する。(契約栽培、組織強化等)
- 2-7 生産者の組織活動及び運営体制強化のための研修を行う。(組織マネジメント、資金アクセス等)

【成果 3 : プロジェクトが対象とする種子の生産・配布体制が整備される。】

- 3-1 適切な原種生産のための研修を実施する。
- 3-2 種子生産農家へ普及指導を行う講師に対し、指導能力を強化するための研修を実施する。
- 3-3 種子生産農家に対し、優良種子生産能力を強化するための研修を実施する。
- 3-4 プロジェクトで対象とする種子の生産・配布体制を構築する。(モニタリング、指導等)

【成果 4 : ゴマ関係者のマーケティング能力が改善される。】

- 4-1 国際市場におけるマーケティング能力を強化する。(市場ニーズ調査、国際見本市参加促進、作況予測手法の検討等)
- 4-2 市場ニーズに基く品質管理に関する研修を実施する。(夾雑物処理、農薬使用管理、検査体制の強化等)
- 4-3 ゴマ関連団体の組織を強化するとともにゴマ分野全体のクラスターを強化する。
- 4-4 生産・流通・市場情報の共有を促進する。

(5) 対象地域

中央州 (主にワガドゥグ)、オー・バッサン州 (主にボボデュラッソ)、ブックル・ドゥ・ムーン州 (主にデドゥグ)

注) 栽培普及研修の実施対象地域は、オー・バッサン州とブックル・ドゥ・ムーン州の 2 州とする。ワガドゥグを中心とする中央州では主に品種栽培試験やカウンターパート機関との定期的なコミュニケーションを行うものとする。

(6) 関係官庁・機関

実施機関：農業・水資源・衛生・食糧安全保障省（MARHASA）
農村経済振興総局（DGPER）

関係機関：MARHASA 植物生産総局（DGPV）
MARHASA セクター統計・調査総局（DCESS）
科学研究・技術革新省 環境・農業研究所（INERA）
工業・商業・手工業省（MICA）

3. 業務の目的

「ブルキナファソゴマ生産支援プロジェクト」に関し、直営専門家チームと協働し当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

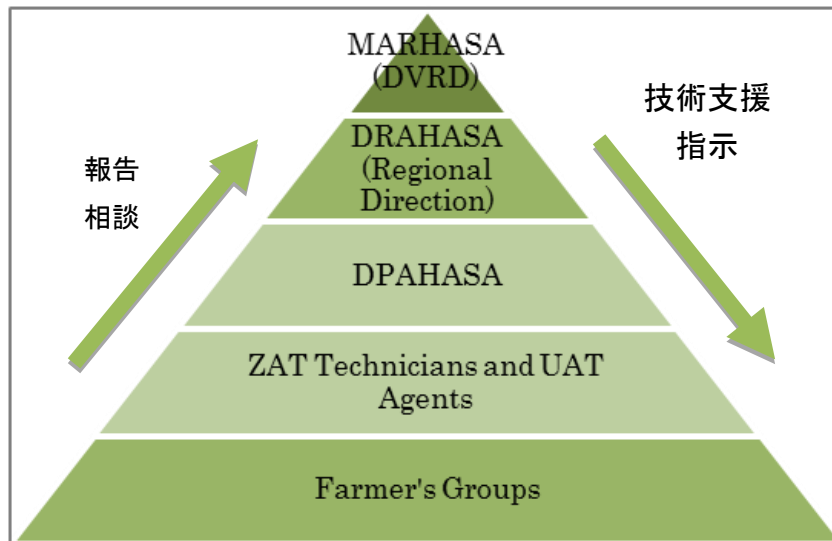
本業務は、2013 年 12 月に機構が「ブ」国農業・食糧安全保障省と締結した R/D に基づき実施するものである。コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) ブルキナファソにおける技術普及体制

ブルキナファソにおいては、MARHASA 普及局（DVRD）が実施責任機関となり、MARHASA の技術普及活動が実施されている。DVRD から現場への普及体制については以下の図のとおり。各技術支援の現場には、ZAT/UAT³と呼ばれる普及員が配置され、MARHASA が規定する普及ツールを用いて技術普及活動を行っている。本プロジェクトが実施する技術普及研修についても、先方の技術普及体制をふまえたうえで、最適な実施方法を検討、実施するものとする。

³ ZAT は 2 年間の農業専門学校を修了した技術者であり、現場普及員である UAT の活動を支援する。また、UAT が不在となっている地域においては ZAT が直接的に指導を行うケースもある。



(2) 種子流通における課題

ブルキナファソでは、ゴマ生産農家の認証種子へのアクセスが十分でないことが多いため、市場に流通しているゴマ（子実）を購入し、種子として使用し栽培しているケースが多い。市場に流通しているゴマは、様々な品種が混在しており種子としての品質が悪いため、病虫害への防除・対策も立てにくく、生産性が著しく低い状況になっている。

他方、多くの農家は政府やドナー等の広報・普及活動によって、認証種子の生産性が高いことは認識している。したがって本プロジェクトにおいては、ゴマの種子生産を担う種子生産農家の育成に注力し、認証種子の流通を促すとともに、純正の種子を用い、適切な栽培技術及び収穫後処理技術によって、品質の高いゴマの生産性を高める必要がある。

(3) 直営専門家との協働

本プロジェクトは、既に派遣されている直営専門家と業務実施契約で派遣されるコンサルタント（以下「業務実施チーム」）との協働により活動が行われる。プロジェクトの総括責任者は、業務実施チームの総括とし、直営専門家の活動を含む全体（以下「プロジェクト・チーム」）の活動を進捗管理し、適宜プロジェクト・チームを代表し、カウンターパート、農村開発部及びブルキナファソ事務所に対し活動の進捗報告等を行う。JCC の開催についても、業務実施チームが主体的に運営・実施を行う。

ただし、PDM 及び PO に基づく個別の活動計画については、プロジェクト・チーム内で協議した上で、直営専門家、業務実施チームが各々作成するものとする。

なお、直営専門家としては現在「営農／栽培」「コミュニティ開発／業務調整」の2名の長期専門家が派遣されている。

それぞれの役割（TOR）は主に以下のとおり。

① 「営農／栽培」

- ・ブルキナファソに適したゴマ栽培技術の検討及び取り纏め
- ・新品種導入に向けた取り組み（試験栽培や品種登録に係る関係機関との協議等）
- ・乾期作も含めた適切な種子生産の実施促進
- ・ゴマ生産農家における適切な営農体系の検討

② 「コミュニティ開発／業務調整」

- ・研修対象農家を選定するための事前の情報収集（実際の選定は業務実施チームとともに行う）
- ・普及（FFS/FBS）に係るモニタリングの実施体制の整備
- ・関係機関との各種調整（主に直営専門家の業務に関連すること）

（4）本プロジェクトにおける技術普及研修計画

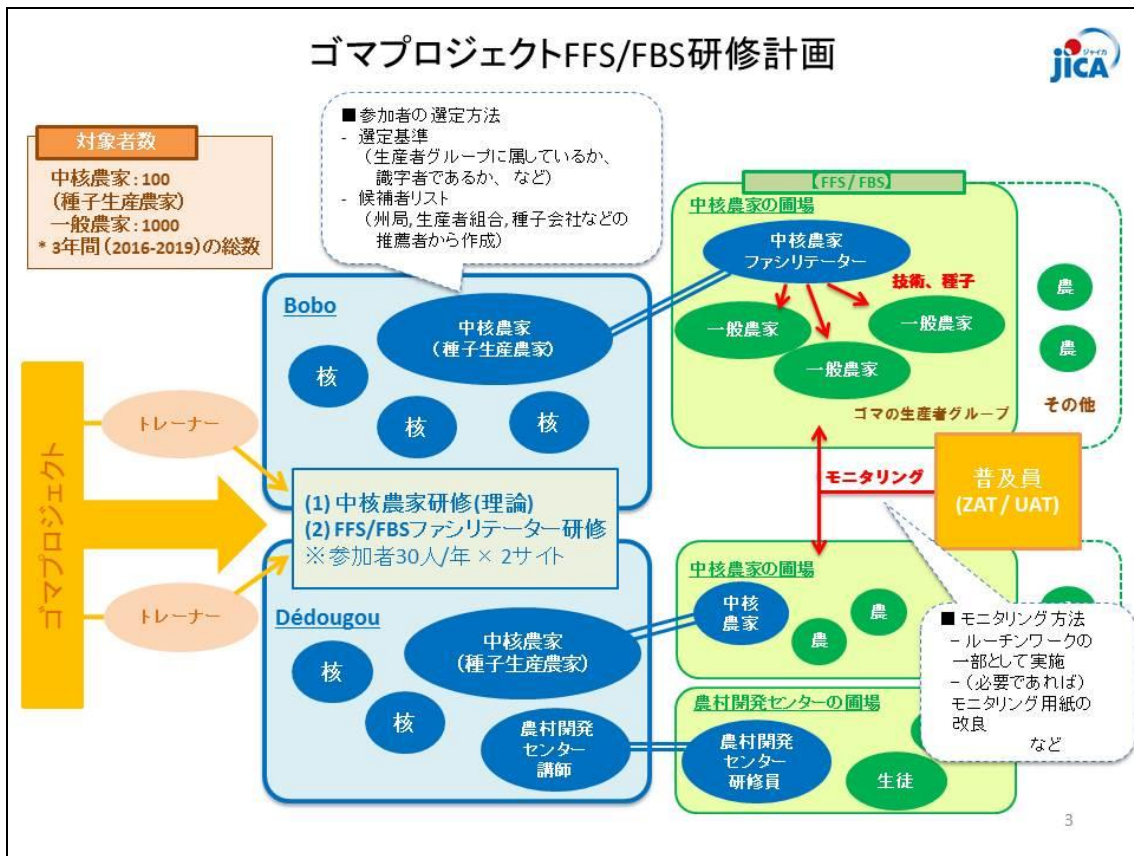
本プロジェクトで実施する FFS/FBS⁴研修は、①中核農家⁵向け研修、②中核農家による一般農家向け研修に分かれる。プロジェクト・チームは①に対して直接支援するとともに、②に対する側面支援（モニタリングを含む）を行う。これらのプロセスにより、中核農家から一般農家へ技術が広がっていくことを想定している。なお、中核農家を中心とした本研修モデルは、ブルキナファソ政府の技術普及体制を踏まえたうえで実施される。本研修の実施体系（案）は以下のとおり。各研修で想定される内容についても、以下を参照のこと。

コンサルタントは本研修の実施方針について、以下を参照しながらプロポーザルにて提案すること。また、詳細については、参考資料「ブルキナファソ国運営指導調査報告書」も合わせて参照すること。

⁴ FFS : Farmers Field School FBS : Farmers Business School

本研修においては、FFSはトレーナー或いは中核農家が保有する農場、或いはCPR（農村開発センター）のような外部組織の保有農場を展示圃場とし、展示圃場を用いてゴマ栽培に関する技術研修を実施することを想定している。他方FBSについては、FFSの各ステップにおける経理計算等に関する研修を実施することを想定している。

⁵ 中核農家とは、研修終了後は種子生産農家として、周囲の一般農家に対して認証種子の販売及び栽培技術の普及を行うことが期待される農家を指す。なお、ブルキナファソにおいて種子生産農家の認証を受けるためには3ha以上の種子栽培のための農地を保有していることを満たす必要があるとしている。



1) 中核農家向け研修

本プロジェクトで育成する中核農家の数はオー・バッサン州、ブックル・ドゥ・ムーン州で各 30 名/年⁶とする。なお 2016 年度においては、CPR⁷の講師 2 名をブックル・ドゥ・ムーン州の研修対象者に含める。各州とも一度の研修で 30 名を対象に研修を開催することを想定しているが、15 名ずつ分けて実施するなどの代替案がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

中核農家向け研修は、①種子生産理論研修、②FFS/FBS ファシリテーター研修、③FFS 実践研修、④FBS 実践研修、⑤組織強化研修を想定している。なお、本研修における講師は基本的に MARHASA 職員（州局含む）、INERA 研究者、民間会社（種子会社や農薬会社）などのローカル人材を想定している。流通業者向け研修における日本のゴマ市場に関する紹介など、

⁶ 各州から 15 グループずつ選抜し、各グループから 2 名が中核農家向け研修に参加することを想定。本プロジェクト内では 2015 年～2018 年の 3 作期の間で計 180 名（30 名×2 州×3 作期）の中核農家育成を目指すものとする。図表内の種子生産農家対象数 100 名、一般農家数 1000 名は事前評価表作成時の設定数値。

⁷ 主に普及員の育成を目的とした農村開発センター（農業学校）。デドゥグに位置している。

部分的に業務実施チームが担当することも考えられるが、研修コンテンツの改良と普及内容の定着サポートが業務実施チームの主な業務となり、講師そのものを担うという位置づけではない。

	目的	形態	期間	時期	講師 (想定)
種子生産理論 研修	ゴマの種子栽培に関する適切な知識と技術の習得。INERAの種子生産研修に準じた内容とし、研修終了者に種子生産農家として種子を生産・販売するための Certification を授与する。	講義（理論）	3-4日	5-6月 (3-4月)	INERA,SNS, MARHASA
FFS/FBS ファシリテーター 研修	FFS/FBSの運営方法論及びファシリテーション手法の習得。	講義（理論）	1-2日	5-6月 (3-4月)	PDA/GIZ, NGO, ローカルコンサルタント、 業務実施チーム (業務実施チームが一部講師となる)
FFS 実践研修	FFSの実践を通じたゴマの栽培に係る知識、技術の習得	実地研修 (実技)	半日～1日 ／回 全6回 (仮)	6-12月	MARHASA, DGPV,INERA, 民間企業、
FBS 実践研修	FBSの実践を通じたゴマの栽培に係る営農の知識、技術の習得	実地研修 (実技)	半日～1日 ／回 全6回 (仮)	6-12月	MARHASA, DGPV, 民間企業
組織強化研修	中核農家が属する農家グループにおける組織としての機能、能力の向上	実地研修 (実技)	1時間／回 全6回 (仮)	6-12月	MARHASA

なお、FFS 実践研修、FBS 実践研修、組織強化研修の全 6 回における想定研修内容は以下のとおり。

	FFS 実践研修	FBS 実践研修	組織強化研修
担当機関	MARHASA / JICA		
第 1 回 (6 月)	圃場整備・準備、播種	左記 FFS 内容に係る経費記録収入に係る記録	組織のルールの方策、代表者（代表、会計役、書記役）の選定、グループ協働活動（協働購入など）等
第 2 回 (7 月)	間引き、施肥、病虫害対策	左記 FFS 内容に係る経費記録収入に係る記録	
第 3 回 (8 月)	異品種除外、病虫害対策、農薬	左記 FFS 内容に係る経費記録収入に係る記録	
第 4 回 (9-10 月)	収穫、収穫後処理	左記 FFS 内容に係る経費記録収入に係る記録	
第 5 回 (11-12 月)	まとめ・FFS 復習、問題点の吸い上げ	栽培に係る損益の記録のまとめ、営農状況確認、FBS 復習、問題点吸い上げ	まとめ・FFS 復習、問題点吸い上げ
第 6 回 (12 月)	一般農家から出された問題点の吸い上げ	一般農家から出された問題点の吸い上げ	一般農家から出された問題点の吸い上げ

2) 一般農家向け研修

一般農家とは、中核農家が属する農家グループのメンバーを指す。一つのグループは、15～25 名の農家で構成され、将来的にこれらの農家グループが組織的にゴマ栽培によって生計を向上させることを目的として支援を行う。

中核農家は、中核農家向けに実施される FFS/FBS 各回を受講した後、15 日以内に一般農家向け研修を行う。よって、一般農家向け研修は FFS 及び FBS とし、実施主体（講師）は中核農家となる。

中核農家は種子生産農家として周辺農家への認証種子販売を行っていくことが想定されており、種子購入者の増加が研修実施のモチベーションとなりうるが、同研修の継続性を担保するような仕組みを検討し、研修が適切に機能するように留意する。

(5) 研修実施に伴うモニタリング活動

本研修において、プロジェクト・チームは主に中核農家向けの研修を直接的に支援するものとするが、その後の一般農家への FFS/FBS 研修の実施状況及び、効果の発現状況について、関係機関及び ZAT/UAT と協働しながらモニタリングを実施するものとする。モニタリングの実施方針（案）については現在派遣中の直営専門家（コミュニティ開発／業務調整）によって作成され

るものとし、コンサルタントはブルキナファソ派遣後、直営専門家、ブルキナファソ事務所と十分な協議のうえ、同案を最終化する。加えて、同直営専門家と協働のもと、モニタリング活動を実施する。

なお、一作期あたり各州 15 グループに対して実施される一般農家向け研修のうち、2-3 グループについては日本人専門家も実際に巡回しモニタリングを行い、残りのグループについては ZAT/UAT と協働し、MARHASA の既存のモニタリング体制を活用し、実施することを想定している。

(6) 本プロジェクトの最終裨益者

5. (4) で示したとおり、本プロジェクトの直接支援という点においては中核農家に対する技術普及支援が中心となる。他方、本プロジェクトのプロジェクト目標はゴマ栽培農家のゴマ生産性と収入の向上であることから、最終裨益者が一般ゴマ栽培農家であることに十分留意し、中核農家による一般農家向けの技術普及研修へのサポート、及び効果の発現状況についても積極的にモニタリングを行うこと。なお、事前評価表に記載のとおり最終裨益者（目標数 3 万人）としての一般農家は、本プロジェクトで研修実施対象とする中核農家による研修を受けた一般農家だけに留まらないが、本プロジェクトにおいて実施されるモニタリング活動については、研修に参加した中核農家のグループに属する一般農家のみを対象とする。

(7) トレーナー育成

中核農家向け研修の実施にあたり、ファシリテーター研修や実践研修の講師（トレーナー）として想定される人材の能力向上の機会を設けることとする。

また、中核農家向け研修を実施していく中で、将来にわたり「FFS/FBS トレーナー」として活躍が期待される人材がいる場合には、トレーナーとして登用することも検討し、必要な育成機会を設けることとする。

(8) 本プロジェクトの実施体制・先方政府

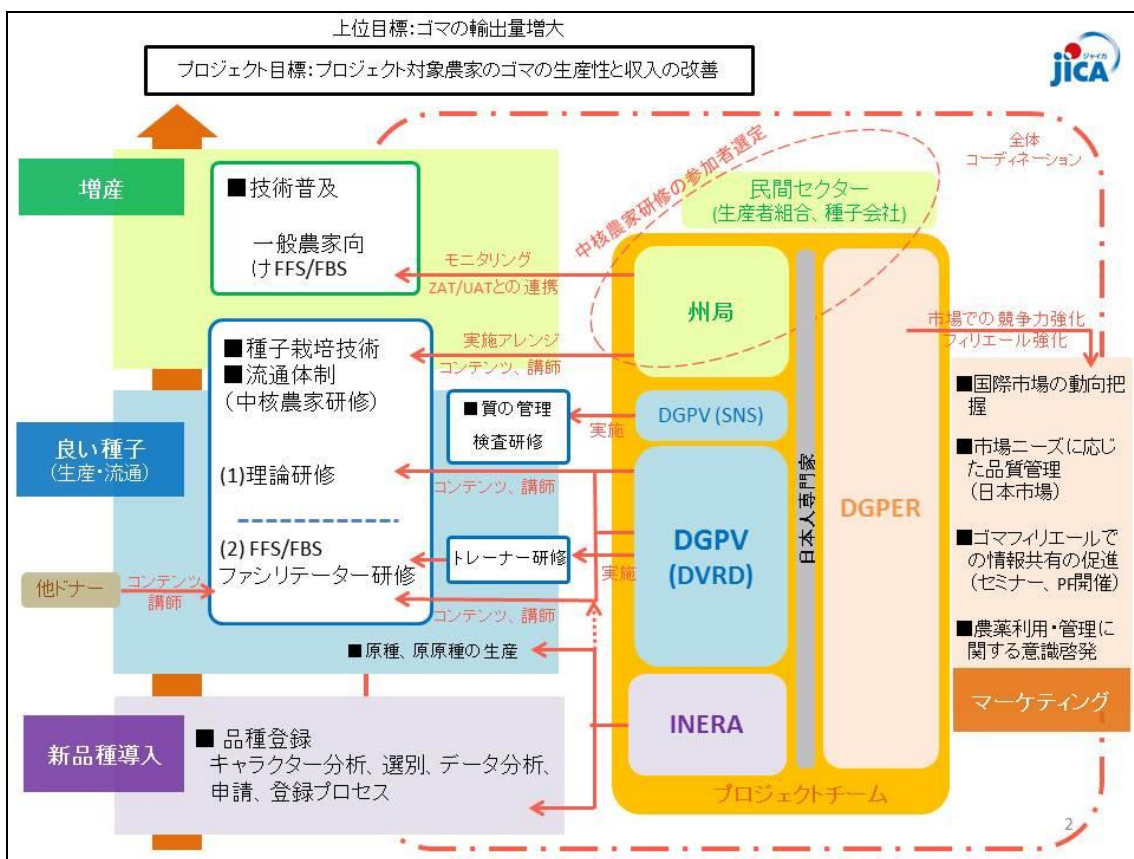
先方政府の実施機関は DGPER⁸である。今後は、オー・バッサン州、ブックル・ドゥ・ムーン州での種子生産農家研修・FFS/FBS 研修等の活動が中心的な活動となり、DGPV、州農業局、INERA 等との関わりが深まる一方で、DGPER の所掌範囲を越える活動が増えてくる可能性がある。しかし、本プロジェクトが対象農家のゴマの生産性の向上及び生計向上を目指しており、ゴ

⁸ DGPER は主に作物の流通、マーケティング、及び生産者と市場関係者の連携や組織化を図るための政策と戦略の実践を行う。

マのフィリエール⁹の構築・発展による生産物の販路拡大は必須であることから、プロジェクト・チーム（特に総括）は、常にこの認識を DGPER と共有し、積極的かつ継続的なコミットメントを引き出す努力をしていく必要がある。

またプロジェクト・チームは、DGPER が、DGPV、DGESS、対象州の州局、INERA の DG 及び実施担当者、JICA ブルキナファソ事務所、プロジェクト・チームを主導し、本プロジェクトの円滑な実施が行える環境作りをするとともに、現状を打開するための政策提言等を行えるよう支援する。

本プロジェクトの諸活動に対する関係機関の役割は以下のとおり。



(9) 実施機関による予算措置

本プロジェクトはこれまで先方政府内での承認手続きの遅延により、ブルキナファソ政府による正式なプロジェクト承認を受けておらず、JCC の開催、直営専門家へのカウンターパートの配置、活動予算の確保等ができていなかった。2015 年 10 月末、プロジェクト設置にかかる文書が承認され、現在、

⁹ フィリエールとは、特定の作物における栽培から収穫、加工、販売までの一連のバリューチェーン、及びそれに関わるアクター全体を指す。

カウンターパート予算の確保、JCC の設置及び専門家の日常的なカウンターパートの配置に関して、ブルキナファソ事務所が主体となり先方と協議中である。2016年1月から執行出来るよう働きかけており、業務実施チームからもプロジェクト運営の基盤を整備するという観点から支援を行う。

(10) ローカルリソースの活用

ブルキナファソにおいては、MARHASA が、ゴマを含む油糧作物・種子の振興を進めて来たことにより、ドイツの PDA/GIZ(GIZ 農業開発プログラム) やスイスの NGO 団体 HELVETAS のプロジェクトに参画した人材が存在する。中核農家向けの研修参加者はフランス語を理解する者であることを参加条件として設定することが考えられるものの、必要に応じて他ドナーのプロジェクトで経験を積んだ現地語での指導が可能なローカル人材を積極的に活用していくことを検討する。

加えて、これらの NGO やドナー機関が過去のプロジェクトにおいて作成した普及教材等についても、本プロジェクトにおける活用を検討する。

(11) マーケティング強化に係る活動

ブルキナファソにおいて、ゴマは換金作物としての価値が年々高まっているとはいえ、国際市場ニーズに対応するフィリエールが十分に形成されていない。本プロジェクトにおけるマーケティング強化に係る活動は、研修の実施とプラットフォームの開催、運営に分類して実施する。

1) 流通業者向け研修

本研修では主に民間の流通業者に対して、ゴマの品種特性及び品質、品質管理（流通における取扱い）、市場ニーズに係る知識の向上のための講義を行う。研修期間は1-2日間程度とし、主に MARHASA、INERA が講師を担当する。ただし、対象2州においてどの程度のゴマ流通関係者が存在するのか検討が不十分なため、コンサルタントは第1期に流通分野に関する情報収集調査を実施し、研修の枠組みを決定するものとする。

2) 本邦プラットフォームの実施・運営

本プロジェクトは、対象農家のゴマの生産性と収入を改善することが目標であるが、その実現のために、市場との関係強化を重視し、生産から流通・市場までの一連のゴマ業界振興を図ることとしている。ブルキナファソ国内での消費以上に、輸出産品として国際市場への流通量が多いことから、同市場のニーズに応じた品質のゴマを栽培・流通させることが重要である。

また、ゴマ供給地の多様化のために本邦企業によるアフリカ産ゴマへの関心が高い現状に鑑み、本邦企業を中心とする関係者とのプラットフォームを日本国内で形成し、プロジェクトの推進に活用することとする。プラットフォームはセミナー形式で開催するものとし、日本国内におけるゴマに対する民間ニーズを把握するとともに、関係する研究者や行政機関なども交えてプロジェクトに関する意見交換を行う場とするが、プロジェクトが本邦企業などに対して中立公平な立場を取ることに十分留意し、プロジェクト側から広く情報発信を行う機会としても位置付けられる。本プラットフォームの開催については、原則各年1回開催するものとし、農村開発部とプロジェクト・チームが協働の上、準備・運営を行うものとする。(2015年3月2日に第1回プラットフォームを開催済み。)

3) 現地プラットフォームの実施・運営

上記の本邦プラットフォームに加え、ブルキナファソ国内においても、ゴマフィリエールにおける関係者（主に生産者グループ、加工業者グループ、輸出業者（流通業者）グループを想定）との意見交換の場として、1日でのセミナー形式でプラットフォームを設置する。本プラットフォームはプロジェクト活動に還元することのみを目的とするのではなく、ブルキナファソにおけるゴマフィリエール全体を取りまとめる役割を担う農業省が今後も継続して開催出来る場の設定をサポートするという位置づけとする。現地プラットフォームはワガドゥグにて年1回の開催を原則とする。

(12) 先方政府の主体性・オーナーシップ

業務の実施に当たっては、日本側専門家のみで行うのではなく、ブルキナファソ側カウンターパートと密接に協働してプロジェクト活動を進めて行くことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。

特に研修の計画、実施、モニタリング等の活動にあたっては、先方と十分な協議を行い、先方の主体性及び合意形成プロセスを確保することとする。また、プロジェクト事業完了報告書については、先方実施機関と連名の上作成されるものとする。

(13) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート機関のパフォーマンスやプロジェクトを取巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更して行くことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、業務実施チームは、プロジェクト全体の進捗及び成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方実施機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

（14）広報活動

本プロジェクトの実施においてはブルキナファソ政府関係機関のみならず、民間企業の参入及び他の開発パートナーとの連携の促進が不可欠である。業務実施に当っては、本プロジェクトの成果を我が国及びブルキナファソに幅広く発信することとし、普及活動の促進やゴマへの民間企業の関心喚起を促すために、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター、WEB サイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報活動を行うこと。また、他団体が行うセミナーや日本等で開催されるフードフェア等、関連するイベントには積極的に参加、出展し、情報の収集と発信を行うこと。

（15）残留農薬問題

ブルキナファソから日本向けに輸出されたゴマの中で、クロロニコチル系殺虫剤であるイミダクロプリドの残留農薬検出が 2013 年以降相次いで発生している。本事態を受け、ブルキナファソでは残留農薬問題に対する対応が急務となっており、関係機関を中心に対応方針の策定が進められている。本プロジェクトにおいては、中核農家、一般農家に対する研修の中で農薬管理に関する研修を実施することに加え、政策レベルでの農薬問題の対策に関する情報収集を直営専門家との協力のもとで行い、懸案事項の解決に向けた実質的な協議を関係機関と行う。

6. 業務の内容

【第 1 期契約期間：2016 年 1 月～2016 年 12 月（12 ヶ月）】

第 1 期は、FFS/FBS を中心とした普及研修の開始にあたり、事前のベースライン調査、及び普及研修の全体計画の策定、研修教材、普及マニュアル等の作成を行い、それらに沿って普及研修を実施する。

[プロジェクト全般に係る活動]

（1）関連情報の収集

農業関連の一般情報、現状と課題について、文献等を通じて情報の収集と分析を行う。必要に応じて C/P 機関、研究機関、NGO、他援助機関など

の組織を訪問し、対象地域における農業政策、普及制度、統計情報等の情報を収集及び分析する。

(2) ベースライン調査の実施

技術普及研修の開始にあたって、C/P 機関関係者と対象地域のベースライン調査を実施する。主に、①対象地域におけるゴマの生産状況の把握、②農家の技術レベルの把握、③種子生産農家の種子生産状況及び一般農家の種子入手経路に関する情報の把握、④農家グループ（Union など）の組織体制、内規、活動状況、財政状況等の把握、⑤輸出を含むゴマの流通、及び⑥PDM の指標に関連する情報の収集を主な目的として実施する。プロジェクト終了時には、本調査の結果から、プロジェクト実施による効果を適切に測ることのできる設計とすること。なお、本調査の実施に際しては現地再委託契約による調査実施を可とする。

(3) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

(4) ワーク・プラン（第1期原案）の作成・協議

本プロジェクトにかかる協力準備調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（仏文）に取りまとめる。同レポートを基に、直営専門家と協議したうえで、ブルキナファソ側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像や、特に業務実施チームが担う業務について共有する。

(5) PDM 及び PO 指標の設定

ベースライン調査の結果を踏まえ、PDM 及び PO の指標を協議の上、決定し、JCC で承認を得る。

(6) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。

[普及研修に係る活動]

(1) 技術普及研修の対象地域及び対象中核農家の選定

対象 2 州において、先方実施機関、関係機関と十分な協議を行った上で、直営専門家が作成中の対象中核農家候補者リストに沿って、選定方法、選定クライテリアの決定、対象中核農家の選定、通知を行う。なお、選定基準、選定方法及び選定結果については機構とも十分な協議を行ったうえで、先方政府と合意すること。

(2) 研修計画の立案

プロポーザルで提案された研修の実施方針（案）に基づいて、種子生産理論研修、FFS/FBS ファシリテーター研修、組織強化研修、FFS 実践研修、FBS 実践研修の実施計画を立案する。その際、他ドナーの支援などで既に MARHASA によって作成された FFS 研修マニュアル等も十分に参照しながら計画を立案すること。また計画立案にあたって、実施スケジュール、研修内容、研修実施場所、講師に関する情報を整理するものとし、立案された計画については関係機関の承認を得、必要に応じて講師、トレーナー派遣等、関係機関からの協力についても取り付けること。

(3) 収穫後処理に関する調査の実施・研修コンテンツ取りまとめ

ゴマ生産農家の収穫後処理の現状と課題に関する調査及び仲買人や輸出業者などを対象に収穫後処理（夾雑物除去、選別、倉庫保管、貯蔵害虫対策など）における課題について聞き取り調査を行い課題の整理をする。その情報をもとに、生産農家向けの研修、及び流通業者向けの研修コンテンツに反映させ、同分野の研修実施をサポートする。

(4) 農薬管理に関する調査の実施・研修コンテンツ取りまとめ

以下の項目について調査を行い、情報収集結果を取りまとめ、研修コンテンツへ反映させ、同分野の研修実施をサポートする。

- 1) ゴマ生産における病虫害の防除対策
- 2) 病虫害に対する認可農薬の使用実態、及び認可農薬の使用方法
- 3) ゴマ栽培（種子栽培を含む）及び関連作物（ゴマ栽培への影響が考えられうるもの）の栽培時における農薬使用の実態
- 4) 集荷業者や加工業者における不適切なゴマの管理方法等による農薬混入の可能性と実態
- 5) ブルキナファソ及び主な輸出先国における農薬使用に関する法律

また上記に加え、政策レベルで実施が検討されている残留農薬対策に関する情報収集を行い、結果を取り纏めるとともに、総括ほか関係専門家と協力しながら、政策に反映させるべく協議を行うこと。

- (5) 流通に関する調査の実施・研修コンテンツ取りまとめ、研修実施
国際市場及び国内市場におけるゴマ流通の現状・課題、及び仲買人や卸売業者、輸出業者等の関連アクターの抱える問題点、流通分野における他ドナーの支援状況について調査を行う。また契約栽培について調査を行い、ゴマ流通における契約栽培の可能性について検討を行う。上記調査結果を取りまとめ、流通業者向けの研修コンテンツへ反映させ、同分野の研修実施をサポートする。
加えて、上記調査結果を踏まえ流通業者向け研修の実施計画を立案し、関係機関と協働のうえ、研修を運営する。
- (6) 中核農家向けの研修の実施
6. [普及研修に係る活動] (3) で立案された研修計画に基づいて、中核農家向けの研修の実施、サポートを行う。
- (7) 中核農家による一般農家向け研修のサポート
6. [普及研修に係る活動] (3) で立案された研修計画に基づいて、中核農家によって実施される一般農家向け研修をサポートする。
- (8) 技術普及研修におけるモニタリングの実施
5. (5) で記載したとおり、プロジェクト・チームで策定したモニタリング実施方針(案)に基づいて、一般農家への FFS/FBS 研修の実施状況及び、効果の発現状況について、関係機関及び ZAT/UAT と協働しながらモニタリングを実施する。

[本邦研修・プラットフォーム形成に係る活動]

- (1) 本邦研修の実施・運営
主に栽培分野、流通・マーケティング分野において本邦研修(第1期については①2~3月(流通・マーケティング分野)、②7~8月(栽培分野)を想定している。)を実施する際、先方政府との十分な協議のうえ研修参加者の選定を行う。また本邦研修内容についても適宜フォローを行い、その後のプロジェクト活動へ還元する。なお、本邦研修実施に係る経費は、本契約金額には含まず別見積もりとする。
- (2) 本邦プラットフォームの実施・運営
年に1度開催が予定されている本邦プラットフォームの運営は、農村

開発部の指示のもと、企画と実施・運営支援を行う。また、本邦企業を中心とするプラットフォーム関係者からゴマの日本及び国際市場の動向について情報収集や分析を行い、プロジェクト内及び C/P 機関への情報共有を行うと同時に、ブルキナファソにおけるゴマ栽培の状況、プロジェクト活動状況を本邦関係者に伝達する。なお、本邦プラットフォームに係る経費は、本契約金額には含まず計上不要とする。

【第 2 期契約期間：2017 年 1 月～2018 年 12 月（24 ヶ月）】

[プロジェクト全般に係る活動]

(1) 業務計画書（第 2 期）の作成

第 1 期の活動の結果・教訓を踏まえ、コンサルタントは、業務計画書（第 2 期）を作成する。

(2) ワーク・プラン（第 2 期原案）の作成・協議

業務計画書（第 2 期）に基づき、第 2 期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第 2 期原案）（仏文）を作成し、C/P と協議、意見交換を行い、第 2 期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) プロジェクト事業進捗報告書（第 2 期）の作成

第 2 期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめる。

[普及研修に係る活動]

(1) 技術普及研修の対象中核農家（第 2 期）の選定

第 1 期に策定した選定方法、クライテリアに沿って、第 2 期に対象とする中核農家の選定、通知を行う。

(2) 研修計画の見直し、改良

第 1 期に実施した技術普及研修の結果を勘案し、必要に応じて研修計画の見直し、改良を行う。

(3) 収穫後処理に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良

第 1 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、生産者向けの研修、及び流通業者向けの研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュール

ルを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。

また、第 1 期に検討・提案した収穫後処理機械の中から、簡易な機械を導入し、実証実験を行う。

(4) 農薬管理に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良

第 1 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュールを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。

(5) 流通に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良、研修の実施

第 1 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、流通業者向けの研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュールを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。

(6) 技術普及研修の実施（継続）

プロジェクト・チームで策定した研修実施方針（案）に基づいて、また立案した研修計画に沿って、中核農家向けの研修、及び中核農家による一般農家向けの研修の実施、サポートを行う。

(7) 技術普及研修におけるモニタリングの実施（継続）

プロジェクト・チームで策定したモニタリング実施方針（案）に基づいて、一般農家への FFS/FBS 研修の実施状況及び、効果の発現状況について、関係機関及び ZAT/UAT と協働しながらモニタリングを実施する。

[本邦研修・プラットフォーム形成に係る活動]

(1) 本邦研修の実施・運営（継続）

主に栽培分野、流通・マーケティング分野において本邦研修（年 2 回の実施を想定。実施時期については農村開発部と十分な協議を行ったうえで決定する。）を実施する際、先方政府との十分な協議のうえ研修参加者の選定を行う。また本邦研修内容についても適宜フォローを行い、その後のプロジェクト活動へ還元する。なお、本邦研修実施に係る経費は、本契約金額には含まず別見積もりとする。

(2) 本邦プラットフォームの実施・運営（継続）

年に 1 度開催が予定されている本邦プラットフォームの運営は、農村開発部の指示のもと、企画と実施・運営支援を行う。また、本邦企業を中心とするプラットフォーム関係者からゴマの日本及び国際市場の動向について情報収集や分析を行い、プロジェクト内及び C/P 機関への情報共有を行うと同時に、ブルキナファソにおけるゴマ栽培の状況、プロジェクト活動状況を本邦関係者に伝達する。本契約期間においては各年 1 回、計 2 回の開催を想定している。なお、本邦プラットフォームに係る経費は、本契約金額には含まず計上不要とする。

【第 3 期契約期間：2019 年 1 月～2019 年 9 月（9 ヶ月）】

[プロジェクト全般に係る活動]

(1) 業務計画書（第 3 期）の作成

第 2 期の活動の結果・教訓を踏まえ、コンサルタントは、業務計画書（第 3 期）を作成する。

(2) ワーク・プラン（第 3 期原案）の作成・協議

業務計画書（第 3 期）に基づき、第 3 期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第 3 期原案）（仏文）を作成し、C/P と協議、意見交換を行い、第 3 期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(3) プロジェクト事業完了報告書の作成

案件終了の 1 か月前に活動成果をプロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。報告書には、本プロジェクトの成果が、対象 2 州及びブルキナファソ全土に持続的に定着しインパクトを残すための提言を含むこと。

(4) 成果発表会の実施

C/P 機関及び関係者に対し、これまでのプロジェクト活動の成果及び、ゴマ技術普及方法についての提案を含む、成果発表会を実施する。

[普及研修に係る活動]

(1) 技術普及研修の対象中核農家（第 3 期）の選定

第 1 期に策定した選定方法、クライテリアに沿って、第 3 期に対象とする中核農家の選定、通知を行う。

- (2) 研修計画の見直し、改良
第 2 期に実施した技術普及研修の結果を勘案し、必要に応じて研修計画の見直し、改良を行う。
- (3) 収穫後処理に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良
第 2 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、生産者向けの研修、及び流通業者向けの研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュールを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。
また、第 2 期に実施した実証実験を継続し、実験結果を提言も含め報告書に取りまとめる。
- (4) 農薬管理に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良
第 2 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュールを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。
- (5) 流通に関する調査の実施、研修コンテンツの見直し、改良、研修の実施
第 2 期の調査結果、及び技術普及研修の実施結果を踏まえ、新たに情報収集が必要と思われる項目について調査を実施し、流通業者向けの研修コンテンツに反映させ、同分野の研修モジュールを必要に応じて改良するとともに、同研修をサポートする。
- (6) 技術普及研修の実施（継続）
プロジェクト・チームで策定した研修実施方針（案）に基づいて、また立案した研修計画に沿って、中核農家向けの研修、及び中核農家による一般農家向けの研修の実施、サポートを行う。
- (7) 技術普及研修におけるモニタリングの実施（継続）
プロジェクト・チームで策定したモニタリング実施方針（案）に基づいて、一般農家への FFS/FBS 研修の実施状況及び、効果の発現状況について、関係機関及び ZAT/UAT と協働しながらモニタリングを実施する。

[本邦研修・プラットフォーム形成に係る活動]

(1) 本邦研修の実施・運営（継続）

主に栽培分野、流通・マーケティング分野において本邦研修（年 2 回の実施を想定。実施時期については農村開発部と十分な協議を行ったうえで決定する。）を実施する際、先方政府との十分な協議のうえ研修参加者の選定を行う。また本邦研修内容についても適宜フォローを行い、その後のプロジェクト活動へ還元する。なお、本邦研修実施に係る経費は、本契約金額には含まず別見積もりとする。

(2) 本邦プラットフォームの実施・運営（継続）

年に 1 度開催が予定されている本邦プラットフォームの運営は、農村開発部の指示のもと、企画と実施・運営支援を行う。また、本邦企業を中心とするプラットフォーム関係者からゴマの日本及び国際市場の動向について情報収集や分析を行い、プロジェクト内及び C/P 機関への情報共有を行うと同時に、ブルキナファソにおけるゴマ栽培の状況、プロジェクト活動状況を本邦関係者に伝達する。なお、本邦プラットフォームに係る経費は、本契約金額には含まず計上不要とする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、活動開始後約 1 年で「プロジェクト業務進捗報告書」、活動終了時には「プロジェクト事業完了報告書」とし、それぞれ以下（2）の技術協力成果品等を添付するものとする。なお、直営専門家の活動に関する報告は直営専門家チームが作成することとなるが、ワーク・プラン及びプロジェクトの報告書（事業進捗報告書・事業中間報告書・事業完了報告書）については、直営専門家の活動範囲も含めて、プロジェクト全体のレポートとして取り纏めること。

期	レポート名	提出時期	部数
第 1 期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文： 5 部
	ワーク・プラン (第 1 期)	業務開始から約 3 カ月後	仏文： 5 部

	プロジェクト事業進捗報告書 (第1期)	契約期終了時	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3枚
第2期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約1カ月後	仏文：5部
	プロジェクト事業中間報告書	契約締結から約1年後	和文：5部 仏文：5部
	プロジェクト事業進捗報告書 (第2期)	契約期終了時	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3枚
第3期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン (第3期)	業務開始から約1カ月後	仏文：5部
	プロジェクト事業完了報告書	案件終了の1カ月前	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合はJICA側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) ゴマ普及マニュアル(和文5部・仏文10部)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2016年1月～2016年12月
- (2) 第2期：2017年1月～2018年12月
- (3) 第3期：2019年1月～2019年9月

上記区分での契約を想定しているが、契約期間区分の変更を希望する場合にはゴマの栽培シーズンを考慮し、理由を添えたうえで、プロポーザルにて提案すること。

2. 業務量目途及び業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。（国内作業含む）

第1期 約 25.5 M/M
全体 約 100.5 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、総括業務従事者及び副総括業務従事者の語学力については英語能力または仏語能力が評価の対象となるが、英語に加えて仏語能力も有する場合には加点評価を行う。総括業務従事者については JICA の実施する技術協力プロジェクトへの従事経験者が望ましい。

- ア) 総括／ゴマフィリエール形成支援（2号）
- イ) 普及1（FFS／FBS実施・運営）（3号）
- ウ) 普及2（農民組織化）／業務調整
- エ) 収穫後処理
- オ) 流通／農薬管理

本調査には通訳（日本語/仏語）を配置することができる。ただし、経費は直接費のみとする。

3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料および公開参考資料

- (1) 本業務に関する以下の資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（TEL:03-5226-8457）への照会を通じて配布します。
 - 1) ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書
 - 2) ブルキナファソ国農業・農村開発政策アドバイザー業務報告書
(2015年7月まで同アドバイザーが本プロジェクト「総括」を兼任)
 - 3) ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト運営指導調査報告書
- (2) 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。
 - 1) ブルキナファソ国ゴマ生産支援プロジェクト
<http://www.jica.go.jp/project/burkinafaso/005/index.html>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。その費用は見積もりに含めること。

なお、プロジェクト活動に係る車両について、業務実施チームは既に本プロジェクトが保有している2台の車両を直営専門家とともに使用するものとし、車両に係る経費（燃料費、ドライバー備上費、メンテナンス費等）については全て契約金額に含まず、別見積もりとする。なお、事務所スペースの維持に係る経費も見積もりには含まないものとする。

6. 現地再委託

- (1) 当該業務の中で、ベースライン調査の実施についてのみ、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。業務遂行上必要な現地再委託があれば、プロポーザルの中で提案すること。
- (2) 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (3) プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契

約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 安全対策

現地での業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所及び在外公館において十分な情報共有を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。安全管理にかかる最新情報は JICA ブルキナファソ事務所から随時共有されるため、案件実施時にはそれを十分順守すること。また、関係する JICA ブルキナファソ事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

また、供与、携行機材は盗難に遭わないよう管理体制を整備すること。

8. 不正腐敗防止への配慮

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上